



神奈川県弁護士会 総合法律相談センター (2019年度版)



法律相談に弁護士を派遣します！

1 法律相談の委託・派遣とは？

弁護士会が、年間を通じ、指定日に弁護士を派遣します。相談者が担当弁護士に事件の依頼を希望する場合には、弁護士会の法律相談センターの審査を経た上で、担当弁護士が受任するシステムを取っています。

2 委託・派遣契約締結のメリット

費用は月単位でお支払いいただくため、個々の弁護士への支払事務、源泉徴収事務の負担が軽減されます。

3 導入実績

①県内で各種団体（商工会議所等18か所）との間で委託・派遣契約。

②昨年度の相談件数は合計1,134件。

4 委託費用の目安

1回（3時間）あたり、20,000円～30,000円程度

チケット制（相談所利用型委託相談事業）

県内各所の当会相談所で相談できます。

1 相談所利用型委託相談事業（チケット制）とは？

委託団体が法律相談を希望する方に「法律相談チケット等」を発行し、相談希望者はこれを弁護士会の法律相談センターへ持参することにより、無料で法律相談を受けることができます。委託団体には法律相談センターで相談に至った分のチケット数に1枚あたりの相談委託料を乗じた金額を弁護士会に支払って頂きます。

2 委託契約締結のメリット

①委託団体は相談予約受付業務を行う人員や、相談室を常設する必要がなくなり、コストの削減ができます。

②委託団体担当者は受任希望者やクレームに対応する必要がなくなります。

3 委託費用

ご相談に応じます。お問い合わせ下さい。

お問い合わせはこちらへ！ ☎ 045-211-7701



顧問弁護士を紹介します！

1 顧問弁護士紹介制度とは？

弁護士会が、個人事業者及び法人に対し、弁護士をご紹介致します。その後、ご紹介した弁護士と面談頂き、顧問料や顧問契約の内容を決めて頂きます。

お申込

顧問弁護士
候補者決定

弁護士との
面談

顧問契約
締結

2 顧問弁護士導入のメリット

顧問弁護士と契約すれば、その契約内容に従い、急な案件や、事業上のちょっとした悩み事も、その都度相談することができます。

顧問弁護士の業務内容	①法律相談 ②簡易な法令調査 ③簡易かつ定型的な書面の点検 ④上記のほか、申込者と弁護士とが顧問契約に含まれる業務として顧問契約の内容としたもの
顧問料	紹介弁護士と協議
契約期間	契約終了、更新の可否等は紹介弁護士と協議

セミナーや講演会に弁護士を派遣します！

1 セミナー・講演等へ派遣とは？

弁護士会が、セミナーや講演会のテーマにあわせて、その分野に精通した弁護士を選び、派遣します。

2 具体的講演例

中小企業の事業再生、事業承継問題対策、労務トラブルの予防
マイナンバー制度と個人情報保護
契約書の作成方法、債権回収

3 派遣料の目安

1時間あたり、10,000円～20,000円

県内各所の相談センター

弁護士会が設置する県内8か所の相談センター

- ・神奈川県弁護士会は、県内8か所（横浜市は3か所、川崎市、小田原市、相模原市、横須賀市及び海老名市は各1か所）に法律相談センターを設置して、法律相談業務を行っております。
- ・横浜駅西口法律相談センターでは、【小規模な事業者の経営に関する法律相談】（30分以内無料）を実施しています。



神奈川県弁護士会

検索



<http://www.kanaben.or.jp>